

最近改正 平成29年7月14日例規（生総）第72号

この度、別記のとおり恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の意思決定の支援手続要領を制定し、平成27年1月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別記

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者等の意思決定の支援手続要領

第1 趣旨

この要領は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案（恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブル及び事件のうち、被害者等（被害者並びにその父母、兄弟、祖父母等及び勤務先等の関係者等をいう。以下同じ。）に危害が及ぶおそれのあると認められる事案をいう。以下同じ。）に対して的確な対応を図るため、被害者等の意思決定を支援するための手続（以下「意思決定の支援手続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事案

意思決定の支援手続の対象事案は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案及びこれに発展する可能性がある事案とする。

第3 意思決定の支援手続の実施

対象事案を取り扱った際は、意思決定の支援手続を次により実施するものとする。

- 1 被害者等に対して、「警察に來られたあなたへ」（別添1）及び「ストーカー対策の流れDV（配偶者からの暴力）対策の流れ」（別添2）を交付して、この種事案の特徴、被害者自身の選択、決断及び協力の必要性、被害者等に対して警察が執り得る措置等を説明する。
- 2 前記1による説明の後、被害者等に対して、「ストーカー・DV等への対応について」（別記様式）への自書による記入を求め被害者等の意思を確認する。この場合において、押印及び指印は要しない。

第4 意思決定の支援手続の実施後の措置

1 実施状況の記録

前記第3により被害者等に対し意思決定の支援手続を実施（意思決定の支援手続を実施する場合において、被害者等が説明を受けること又は被害者等が書面に記入することを拒否した場合等を含む。）したときは、次に掲げる事案の区分に応じ、それぞれに定める様式に実施状況を記録するものとする。

- (1) ストーカー事案（ストーカー行為等の規制等に関する事務取扱規程（平成29年訓令第17号。以下「事務取扱規程」という。）第3条第7号に規定するストーカー事案をいう。以下同じ。） ストーカー事案相談カード（大阪府警察広聴相談取扱規程（平成13年訓令第21号。以下「相談規程」という。）別記様式第3号）又はストーカー事案処理経過簿（事務取扱規程別記様式第1号）
- (2) 配偶者からの暴力事案（配偶者からの暴力事案に係る対応要領（平成14年12月18日例規（生総・府民・地総・刑総）第104号。以下「対応要領」という。）第2に規定する配偶者からの暴力に係る事案をいう。以下同じ。） 配偶者からの暴力事案相談カード（相談規程別記様式第4号の2）又は配偶者からの暴力事案対応・措置経過簿（対応要領別記様式第2号）
- (3) その他の対象事案 広聴相談カード（相談規程別記様式第1号）

2 「ストーカー・DV等への対応について」の取扱い

被害者等が記入した「ストーカー・DV等への対応について」については、次により取り扱うものとする。

- (1) 警察本部の所属、警察学校、方面本部、組織犯罪対策本部又は犯罪抑止戦略本部における取扱い
 - ア ストーカー事案に係るもの
ストーカー事案相談カードに添付して、生活安全総務課に引き継ぐものとする。
 - イ 配偶者からの暴力事案に係るもの
配偶者からの暴力相談等対応票（対応要領別記様式第1号）に添付して、対応要領の定めるところにより生活安全総務課に引き継ぐものとする。
 - ウ その他の対象事案に係るもの
広聴相談カードに添付して、保存しておくものとする。

(2) 警察署における取扱い

ア ストーカー事案に係るもの

ストーカー事案処理経過簿に添付して、生活安全課（生活安全刑事課を含む。以下同じ。）で保存しておくものとする。

イ 配偶者からの暴力事案に係るもの

配偶者からの暴力事案対応・措置経過簿に添付して、生活安全課で保存しておくものとする。

ウ その他の対象事案に係るもの

広聴相談カードに添付して、その処理が完結すれば総務課で保存しておくものとする。

第5 留意事項

意思決定の支援手続は、従前からの被害者等への説明用リーフレット等の活用を妨げるものではないことに留意すること。